

「研修会等名称」

第1回新司法試験に関する意見交換会

場所：弁護士会館2階講堂クレオ

期間：2006年7月7日(金)18:35-21:00

1. 研修の内容

事前に主催の東京弁護士会法曹養成センターから、会の進行内容について特段、告知はなかったが、当日受付にて配布された資料により、「1 開会あいさつ、2 進行次第説明、3 アンケート結果と分析の概要、4 公法系について、5 民事系について、6 刑事系について、7 選択科目について、8 その他の問題点、9 閉会あいさつ並びに総括」という内容で進行されることがわかった。

1では上記センター長の植草氏から、この会の趣旨について簡単な説明があった。新司法試験の受験生に対して実施した問題内容や受験環境等に関するアンケートの結果（これも当日、受付にて配布された）について正直な感想をいただきたい、とのことであった。2では司会役の上記センター山口事務局長から、上述の通りの進行について説明があった。3では上記センター山崎副局長から、添付資料に即して、円グラフに表われた各系統ごとの回答内容の大まかな傾向と、個別のメッセージ形式による回答の傾向について説明がなされた。以下、4～7では、まずセンターの担当者から各法領域（受験科目）別に、今回新司法試験で出題された問題の概要と、アンケートの回答内容が説明され、その後司会者が参加者である、各法科大学院の教員を直接名指しして、問題に対する感想やアンケート結果へのコメント等、多岐にわたって意見を述べさせた。それに対して、司会者側は表面的なまとめを行ない、それ以上の応対もなく、会はタイトルのような「意見の交換」と言うよりも、一方的な意見表明の羅列で淡々と進化した。

なお、センターの担当者から報告された各法領域に関する出題傾向等については、大要以下の通りである（選択科目については、センター側からの説明はなく、出席していた関係教員に出題の傾向をその場で説明させるといった進行方法をとっていたが、これは如何なものかと思った。その他、この会に対する疑義については、以下の項目で述べることにしたい）。－公法系については、択一式につき、憲法では多義的な問いが見られ、また憲法と行政法との間の科目間調整がとれていない。論文式については、難しく、問題文が長くて複雑すぎた、解答へと誘導するような文章をなぞるだけで終わったとの感想があった。それに対して、一部のアンケート回答者は、新司法試験の理念を表現した素晴らしい問題と評価している。民事系については、択一式の方は、概して印象はよく、素直な問題で昨年8月のプレテスト時よりよかったとの回答が多かった。しかし、内容が豊富すぎて解答へはテクニックを要した（この点は刑事系択一式と共通）。論文式の方は、出題された分野が細かすぎ、何を解答させたいのかわかりづらかった。第2問の設問4（民事訴訟法）については、論点主義的ではないかといった批判もアンケートの回答には見られた（この点については、参加者の法科大学院教員からはむしろ好意的な意見も聞かれた）。刑事系については、択一式の方は量が多くて1問ごとの分量は現行司法試験とほぼ変わらない。論文式の方は長文問題であり、刑法と刑事訴訟法との融合を目指したように思われ、2問目（刑訴）の共謀メモについては、複雑な論点との印象を持った。－私も刑事系の箇所では指名されたので、本学で検討した結果を限られた時間ながら特徴的に説明し、一部アンケート回答については批判を試みた。

2. 研修の成果

上記のような内容の会合であることは、事前に参加教員に対して東京弁護士会法曹養成センター側から一切告知されなかったため、私を含めて現場で戸惑った参加者もかなりいた（その旨の発言も現に複数の出席者からなされた）。また冒頭、この会の発言内容を収録して司法試験委員会に送付すると司会者が述べていたが、そのようなことも現場での告知でいきなり決められては困ることではなかろうか。その旨を事前に知っていたならば、この会合への参加を差し控えた先生もおられたはずである。さらに、どういった項目について意見を述べたらよいのだろうかを確認した参加者（ある地方の国立法科大学院の実務家教員）に対しても、司会者から「何でもよいから述べて下さい」と半ば投げやりな応対が見られた。具体的内容に関しても、特に私が担当する刑事系のアンケート結果の概要や今回の試験問題の分析について、東京弁護士会法曹養成センターの担当者からの説明はほとんど準備せよになされたものと断ぜざるをえず（つかえながら、アンケート回答に関する書類の棒読み）、その直後に、それに対する意見を述べよと私が指名された際に、かなり詳細な分析を、愛大法科大学院内部での検討結果に即して述べて差し上げたのに対しても、ほとんど何の反応もなく、「次の先生は△△大学の…」と無造作に指名を続けるという進行スタイルをとり続けた。このような内容を司法試験委員会に送ると言っても、半ば強制された参加者のアドリブ的感想が90%以上を占めるような録音物を送りつけるだけであり、司法試験委員会に対して失礼ではないかとさえ感じられた。とにもかくにも、主催者側の準備や意欲の欠如と、それを補うためもあってか、参加者に対する一方的な権威主義的雰囲気を感じざるをえず、いささか失望したというのが、偽らざる感想である。

3. 授業等への研修成果の反映状況

このように、参加者が一方的に指名されて司法試験の問題について感想を述べるだけで時間切れとなり、議論にはならずという会合の内容からすれば、法科大学院における授業方法改善に対して得られたものは、残念ながらほとんどなかったと言わざるをえない。しかしながら、私が関係する刑事系の分野だけでなく、他の分野における各法科大学院（北は北海道から南は鹿児島まで）の先生方のご意見や、中には各人が所属する法科大学院における試みの簡単な報告は、本校における取り組みと対比するとなかなか示唆的であったと思われる。しかしながら結局のところ、現在の本法科大学院における指導方針を引き続き維持・発展させていくことで、とりあえずは十分ではないかと感じた次第である。なお、院生を新司法試験に合格させることだけが法科大学院の存在意義なのではなく、社会における専門職大学院としての広範な役割に思いを致せば、受験予備校的教育に特化させようとしている一部ロースクールの実情については、生き残りのためやむをえないという事情は十分了解可能ではあるが、法科大学院設置の本旨に立ち返り、絶えず反省が必要ではないかとも感じられた。逆に、新司法試験の問題がロースクールで教えられた内容に合わせて出題されるように願うとの意見が2、3聞かれたのは、その意味で誠にもっともなことであった。

以上

学部長	FD委員長	FD委員会	企画・広報課長	係